議案第69号

令和3年度狭山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、令和 3年度狭山市下水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり自己資本金に組み入れ、 及び減債積立金に積み立てることについて、議決を求める。

令和4年9月1日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

令和3年度狭山市下水道事業会計未処分利益剰余金の全部を自己資本金に組み入れ、 及び減債積立金に積み立てたいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、 この案を提出するものである。

令和3年度狭山市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

					(+1= 11)
		資 本	金	資本剰余金	未 処 分 利 益 剰 余 金
当年度末残高		23, 556, 317, 768		3, 463, 157	723, 877, 078
議会の議決による処分額		300, 000, 000		0	△ 723, 877, 078
	自己資本金へ組入	300,00	00,000	0	△ 300,000,000
	減債積立金の積立		0	0	△ 423, 877, 078
処分後残高					(繰越利益剰余金)
		23, 856, 317, 768		3, 463, 157	0